

国民健康保険組合の加入手続きについて

【国民健康保険組合とは】

国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事し国民健康保険組合の地区内に住所を有する、従業員5人未満の個人事業所の事業主及び従業員又は個人(一人親方)により構成することを基本としています。

【健康保険被保険者の適用除外承認について】

法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所(特定16業種)については、健康保険の適用事業所となりますので、当該事業所に使用される者は、原則として健康保険に加入することになります。

ただし、例外として、国民健康保険組合に加入している者が働く個人事業所が法人事業所になった場合などに、国民健康保険組合への加入を継続できるよう、加入している国民健康保険組合の理事長と厚生労働大臣の承認(適用除外承認)を得れば、引き続き国民健康保険組合に加入できることとしています。

| | |
|--------------|--|
| 適用除外承認を受ける要件 | <p>健康保険被保険者の適用除外承認の申請は、次の①～④のいずれかに該当する場合に行うことができます。また、申請は、①～④の事実の発生した日から14日以内に行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 国民健康保険組合の被保険者である者を使用する事業所が、法人又は従業員5人以上の事業所となる等により、健康保険の適用事業所となる日において、現に国民健康保険組合の被保険者である者② 国民健康保険組合の被保険者である者が、法人又は従業員5人以上の事業所を設立する等により、健康保険の適用事業所となる場合における当該被保険者③ ①又は②に該当することにより、適用除外の承認を受けた者を使用する事業所に新たに使用されることとなった者④ 国民健康保険組合の被保険者である者が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者 |
|--------------|--|

※手続きに関しては、加入いただいている国民健康保険組合又は最寄りの年金事務所へお問い合わせ下さい。

※全国健康保険協会管掌の健康保険にかかる加入要件等については、以下のページに掲載のパンフレット(社会保険の加入についてのご案内)をご参照ください。<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyosho-iho/hihokensha1/20131203.html#cms01>